国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （趣旨） 第１条　この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成９年法律第82号)及び国立大学法人東京農工大学職員就業規則第５条第３項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)におけるテニュアの取得を目的とする教育職員(以下「テニュアトラック教員」という。)の任期について定めるものとする。 (新設)	本則 （趣旨） 第１条　この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成９年法律第82号)及び国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第５条第３項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)におけるテニュアの取得を目的とする教育職員(以下「テニュアトラック教員」という。)の任期について定めるものとする。 （期間の定めのない労働契約への転換） 第３条の２　テニュアトラック教員が、労働契約法(平成19年法律第128号）第18条第１項（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第99号）が適用される場合を含む。）に該当することとなる場合は、前条の規定にかかわらず、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。 ２　期間の定めのない労働契約の転換に関し必要な事項は、別に定める 。 ３　前２項の規定により期間の定めのない労働契約に転換したテニュアトラック教員については、引き続き職員就業規則を適用するものとする。 ４　前項の場合において、職員就業規則第５条第３項の規定は、適用しない。	

附　則(平成29年３月３日規程第54号)

この規程は、平成29年３月３日から施行する。